

2024 年 9 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社 ROXX
代 表 者 名 代表取締役 中嶋 汰朗
(コード番号：241A 東証グロース市場)
問 合 せ 先 取締役 上級執行役員 SVP of Corporate 山田 浩輝
(TEL 03-6777-7070)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

2024 年 8 月 19 日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による募集株式発行等につきましては、払込金額等が未定でありましたが、2024 年 9 月 3 日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|-----------------------|--|
| (1) 募 集 株 式 の 払 込 金 額 | 1 株につき 金 1,564円
(ただし、引受価額が募集株式の払込金額を下回る場合は、当該募集株式の発行を中止する。) |
| (2) 募集株式の払込金額の総額 | 508,300,000円 |
| (3) 仮 条 件 | 1,840円から2,110円 |
| (4) 仮 条 件 の 決 定 理 由 | 当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。 |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 販売先指定の件（親引け）

当社が、みずほ証券株式会社に対して販売を要請している親引け先の概況については以下のとおりであります。

（1）親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	名称	アセットマネジメントOne株式会社が運用する下記ファンド ・DIAM新興市場日本株ファンド ・DIAM新興企業日本株ファンド ・DIAM新興企業日本株オープン米ドル型 ・未来変革日本株ファンド ・日本厳選中小型株ファンド ・新興企業日本株ファンド(資産成長型) ・DIAM成長株オープン・マザーファンド
	所在地	該当事項はありません。
	組成目的	投資信託及び投資法人に関する法律等に基づく委託者指図型投資信託であり、受益者のための利殖を目的としております。
	業務執行組合員又はこれに類する者	名称 アセットマネジメントOne株式会社 所在地 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 鉄鋼ビルディング 代表者 杉原 規之
b. 当社と親引け先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。
c. 親引け先の選定理由	当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするため。	
d. 親引けしようとする株式の数	未定（引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、271,700株を上限として、2024年9月12日（売出価格決定日）に決定される予定です。）	
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。	
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。	
g. 親引け先の実態	当社は親引け先が、反社会的勢力から資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を業務執行組合員又はこれに類するものの役員等に選任しておらず、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。	

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップにつきましては、下記【ご参考】「2. ロックアップについて」をご参照ください。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格等決定日（2024年9月12日）に決定される予定の発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。） 総数に対する 所有株式数の 割合(%)	公募による募集 株式発行及び 引受人の買 取引受による 売出し後の所 有株式数(株)	公募による募集 株式発行及び 引受人の買 取引受による 売出し後の 株式（自己株式を除く。） 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
中嶋 汰朗	東京都府中市	1,379,827	17.92	1,209,827	15.07
パーソルキャリア株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング27	440,000	5.71	440,000	5.48
山田 浩輝	長野県北佐久郡御代田町	430,000	5.58	355,000	4.42
KxShareHW 投資事業有限責任組合	東京都港区芝五丁目29番20号クロスオフィス三田	310,956	4.04	310,956	3.87
SkylandVentures 2号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区桜丘町16番13号	397,400	5.16	278,200	3.47
アセットマネジメントOne 株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 鉄鋼ビルディング	—	—	271,700	3.38
株式会社サイバーエージェント	東京都渋谷区宇田川町40番1号 Abema Towers	200,000	2.60	200,000	2.49
グローバル・ブレイン7号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区渋谷二丁目17番1号	501,737	6.51	180,637	2.25
One Capital 1号投資事業有限責任組合	東京都港区港南二丁目16番1号品川 East One Tower 7階	490,411	6.37	176,611	2.20

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

株式会社ウィルグループ	東京都中野区本町一丁目 32 番 2 号ハーモニータワー27 階	163, 220	2. 12	163, 220	2. 03
One CapitalDX 1 号投資事業有限責任組合	東京都港区港南二丁目 16 番 1 号品川 East One Tower 7 階	301, 589	3. 92	108, 589	1. 35
クルーズ株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目 3 番 14 号恵比寿 SS ビル 1 階	560, 000	7. 27	—	—
計	—	5, 175, 140	67. 19	3, 694, 740	46. 03

- (注) 1. 所有株式数及び株式（自己株式を除く。）総数に対する所有株式数の割合は、2024 年 8 月 19 日現在のものです。
2. 公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）総数に対する所有株式数の割合は、2024 年 8 月 19 日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）総数に、公募による募集株式発行、引受人の買取引受による売出し及び親引け（アセットマネジメント One 株式会社が運用しているファンド（DIAM 新興市場日本株ファンド、DIAM 新興企業日本株ファンド、DIAM 新興企業日本株オープン米ドル型、未来変革日本株ファンド、日本厳選中小型株ファンド、新興企業日本株ファンド（資産成長型）及び DIAM 成長株オープン・マザーファンド）合計 271, 700 株を上限として算出）を勘案した場合の株式数及び割合になります。
3. 株式（自己株式を除く。）総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 募 集 株 式 数 | 当社普通株式 325,000株 |
| (2) 売 出 株 式 数 | ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 2,598,100株 |
| | ② オーバーアロットメントによる売出し (※)
当社普通株式 上限438,400株 |
| (3) 需 要 の 申 告 期 間 | 2024年9月5日(木曜日)から
2024年9月11日(水曜日)まで |
| (4) 価 格 決 定 日 | 2024年9月12日(木曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申 込 期 間 | 2024年9月13日(金曜日)から
2024年9月19日(木曜日)まで |
| (6) 払 込 期 日 | 2024年9月24日(火曜日) |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 2024年9月25日(水曜日) |

(注) 上記(2)①に記載の引受人の買取引受による売出しに係る売出株式の一部が引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがあります。

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、みずほ証券株式会社が438,400株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主であるグローバル・ブレイン7号投資事業有限責任組合、One Capital 1号投資事業有限責任組合、One CapitalDX 1号投資事業有限責任組合及びグローバル・ブレイン6号7号F投資事業有限責任組合(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、みずほ証券株式会社は、438,400株を上限として貸株人より追加的に当社普通株式を取得する権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を2024年10月18日行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、みずほ証券株式会社は、2024年9月25日(上場日)から2024年10月18日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. ロックアップについて

公募による募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主であるパーソルキャリア株式会社はみずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 1080 日目の 2027 年 9 月 9 日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、売出人かつ貸株人であるグローバル・ブレイン 7 号投資事業有限責任組合、One Capital 1 号投資事業有限責任組合、One CapitalDX 1 号投資事業有限責任組合及びグローバル・ブレイン 6 号 7 号 F 投資事業有限責任組合、売出人である中嶋汰朗、山田浩輝並びに当社株主（新株予約権者含む）である KxShareHW 投資事業有限責任組合、株式会社オープンアップグループ、株式会社 PKSHA Technology、Darjiun Venture Corporation、AG キャピタル株式会社、株式会社 AMG、株式会社エアトリ及び垂水隆幸は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 360 日目の 2025 年 9 月 19 日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式をみずほ証券株式会社が取得すること等を除く。）等を行わない旨合意しております。

加えて、売出人である SkylandVentures 2 号投資事業有限責任組合、千本倅生、佐藤裕介、菅原大太郎、赤坂優及び竹内慎優並びに当社株主である株式会社サイバーエージェント、株式会社マイナビ、イーストベンチャーズ 2 号投資事業有限責任組合、株式会社ロバスト、CVI Investments, Inc.、株式会社くふうカンパニー及び株式会社 TWOSTONE&Sons は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 180 日目の 2025 年 3 月 23 日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）等を行わない旨合意しております。

さらに、当社は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 180 日目の 2025 年 3 月 23 日までの期間中はみずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、公募による募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社は上記 1080 日間、360 日間又は 180 日間のロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、みずほ証券株式会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む。）後 180 日目の日（2025 年 3 月 23 日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。この文書は、米国における証券の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。